３科目担当の考え方

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項
	教科の指導法に関する科目
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
	総合的な学習の時間の指導法
	特別活動の指導法
	教育の方法及び技術
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
	生徒指導の理論及び方法
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
教育実践に関する科目	教育実習
	教職実践演習
大学が独自に設定する科目	

■説明会資料１－３（１３頁）

「１年につき３科目」は単独・複数・オムニバス担当いずれも可。教職課程科目であれば複数の科目区分（「大学が独自に設定する科目」含む）で構成されていても可。共通開設科目を担当する場合はそれぞれの課程で算入ができる。（①当該教員の専門分野②教育実習③教職実践演習を想定）

■Q＆A　No.62

Q　異なる科目区分の授業科目を担当する教員について、当該授業科目を「1年につき3科目以上」の担当科目として算定できますか。また、科目区分ごとに必要教職専任教員数が定められている場合、同一の教員を複数の科目区分に重複して算入できますか。

A　異なる科目区分の授業科目であっても、教職専任教員の「1年につき3科目以上」の担当科目の一つとして算定することは可能です。一方、科目区分ごとに教職専任教員の配置が定められている場合、同一の教職専任教員を複数の科目区分の必要教職専任教員数に重複して算入することはできません。

【考え方・留意事項】

（例1）「教科に関する専門的事項に関する科目」の教職専任教員が教科専門科目・教育実習・大学が独自に設定する科目を担当する場合、3科目を担当していると考えられる。

（例2）教科専門科目・教科指導法・大学が独自に設定する科目を担当する教員は、「教科に関する専門的事項」「教育の基礎的理解に関する科目等」の両方の教職専任教員にはなれない。